

平成28年度事業計画

第1 活動の基本

平成27年における当協会の活動は、北海道、北海道警察、北海道交通安全協会等で構成する「交通安全対策七者連絡会議」をはじめ、関係機関・団体、各方面交通安全協会及び地区交通安全協会等が一体となって交通事故死者数の減少に向け、北海道交通安全総合対策本部が策定した推進方針や各地域における交通安全活動計画などに基づき、「7大セーフティキャンペーン」を軸とした通年運動、4期40日の期別運動及び交通安全の日の運動等を展開した。

特に、高齢者の交通事故防止を最重点に、「光って安全！無事故3万人キャンペーン」や「反射材フェア」を通じて夜光反射材の普及促進を図ったほか、ラジオ放送局を通じた交通安全ラジオスポット放送など、マスメディアを活用した戦略的な広報活動を実施した。

また、飲酒運転の根絶を呼びかける「啓発用うちわ」、「卓上型三角プレート」、ミニのぼり旗「飲んだらのれん」の作成・配布による飲酒運転根絶キャンペーンの推進、自転車利用者に対する安全利用五則の実践を促す啓発指導のほか、道内全域で交通安全思想の向上に向けた交通安全活動などを積極的に実施した。

その結果、今年の交通事故死者数は残念ながら前年より8人多い177人となったものの、交通事故の発生件数、負傷者数とも10年連続で減少し、「交通事故のない安全で安心な北海道」の実現に向け確実な成果を挙げた。

しかしながら、高齢者の死者数が96人と全体の54.2%を占めたほか、高齢運転者が第一当事者となる死者数も51人を数え、依然として高齢者に係わる重大交通事故が多数を占める状況にあることから、当協会としては、高齢歩行者の被害防止のため、引き続き「反射材フェア」などを開催して夜光反射材の更なる普及促進に努めるほか、高齢運転者対策と併せ、昨年11月には「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が施行されたところであり、これを実効あるものにすべく、「交通安全ラジオスポット放送」など、マスメディアを効果的に活用した対策を強化・推進して行くこととしている。

今年も北海道、北海道警察をはじめ関係機関・団体等と緊密な連携を図るとともに、各方面、各地区交通安全協会等と相互に協力しながら、更なる交通事故犠牲者の減少を目指し、交通事故のない「安全で安心な北海道」の実現にあたることを活動の基本とする。

こうした現状を踏まえ、平成28年の重点目標は、昨年に引き続いて

「交通死亡事故の抑止」

と定め、この重点目標達成のため、年間スローガンを

「ストップ・ザ・交通事故 ～ めざせ 安全で安心な北海道 ～」

と掲げ、次の七項目

- 高齢者事故防止
- 飲酒運転根絶
- スピードダウン
- シートベルト全席着用
- 自転車の安全利用

- 居眠り運転防止
- デイ・ライト実践

を活動重点とし、平成28年度の当協会における事業は、これを軸に、期別運動、道民交通安全の日等の運動、交通死亡事故多発警報発表時の特別対策等に全力で取り組むこととする。

また、当協会の設立目的達成のため

- 交通安全思想の普及、向上及び交通安全活動の推進
- 優良な運転者の養成及び訓練
- 交通安全対策に関する調査研究
- 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進
- 委託事業の適正な実施
- 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰
- 運転免許証関係申請（届出）者のための事業
- 交通安全協会の活動基盤の強化
- その他の事業活動

を重点に、効果的な交通安全対策及び事業運営を推進する。

第2 交通安全思想の普及、向上

1 関係機関・団体等と連携した交通安全運動の展開

交通安全対策七者連絡会議（道、道警察、道教育委員会、札幌市、道交通安全推進委員会、道交通安全協会、道安全運転管理者協会）をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携し、世代や職種などに応じた運動内容の充実に努め、思いやりあふれる安全で安心な交通社会を形成するため「人優先」の交通安全思想に基づいた、体系的かつ効果的な交通安全運動を展開する。

2 地域に根ざした交通安全運動の推進

(1) 交通安全運動に関する広報啓発活動の推進

4期40日の期別運動、交通安全の日（飲酒運転根絶の日、ゼロを目指す日、道民交通安全の日、自転車安全日、その他の安全の日）等の運動及び特別対策において、のぼり旗・安全旗など各種啓発資器材を掲出するほか、札幌駅前通地下歩行空間の大型映像装置やラジオスポット放送等、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

昨年、民放ラジオ放送2局と連携し、各期交通安全運動を重点に、季節に応じた交通安全スポット放送をきめ細かく実施するとともに、各番組のパーソナリティから安全運転の呼びかけや、中継車による街頭啓発キャンペーンを行うなど、広く道民に交通安全を呼びかけたところであり、本年度も同様のラジオ啓発キャンペーンを展開する。

(2) 交通安全計画への参画、支援

市町村の交通情勢に即した交通事故の抑止目標や交通安全計画の策定に積極的に参画し、地域住民の交通安全意識の向上と交通安全運動の活性化を支援する。

(3) 関係機関・団体等が行う交通安全活動に対する支援

関係機関・団体等が行う「夜光反射材普及運動」、「デイ・ライト運動」、「自転車安全日（毎月第1及び第3金曜日）」等の交通安全活動を支援する。

(4) 企業等が実施する交通安全活動への支援

期別運動、交通安全の日等の運動の際、企業や事業所等が実施する「シートベルト・チャイルドシート着用街頭啓発」、「一斉パトライト作戦」などの安全活動が効果的に展開されるよう啓発資器材等を支援する。

さらに、当協会に賛助会員として加入している企業・団体等を対象に、その要請に基づき「交通安全講話」を可能な限り実施する。

(5) 民間の自主的な組織活動への支援

「安全・安心な地域社会」を実現するため、「交通安全は最も身近で重要なものである」との意識を高め、地域住民が自主的に参加・活動する気運になるよう、当協会が所有する各種資器材を充実させ、各種資料と併せ供与等の支援と働きかけを行う。

(6) セーフティラリー北海道への参加促進

関係機関・団体等と連携して、大学、地域・職域等のチームのほか、高齢者、個人、グループ等広範な参加者を積極的に募り、「チャレンジ・セーフティラリー北海道2016」を効果的に実施し、安全運転意識の向上と安全運転の励行を図る。

3 高齢者の事故防止等年齢層に応じた対策の推進

(1) 高齢者の事故防止キャンペーン・夜光反射材普及対策の推進

ア 反射材フェア及び反射材着用キャンペーンの実施

反射材の普及及び活用の促進を図るため、当協会主催の「反射材フェア2016」を札幌市内で引き続き開催するほか、地区交通安全協会、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、死亡見舞金付の「光って安全！無事故3万人キャンペーン」に無事故達成者を賞揚するなど、更なる参加意識を向上させる内容に充実のうえ、北海道警察本部と共催して実施する。

イ 高齢者宅訪問指導等に対する活動支援と広報、啓蒙

「地域に密着した交通安全活動」を実践強化するため、高齢者宅の訪問指導、地域交通安全活動推進委員等による違法駐車防止や自転車の正しい乗り方指導等の活動を積極的に支援するほか、機関誌、広報紙等にその活動状況を掲載し啓蒙する。

ウ 体験、実践型教育の推進

高齢者の道路横断時の危険感覚の向上を図るため、北海道警察と連携して歩行者教育システム、自転車シミュレーターに加え、身体的機能の衰えを認識させる俊敏性測定器「クイックアーム」等を活用した体験、実践型教育を推進する。

また、北海道警察、自動車教習所等と連携し、高齢運転者が、安全な運転行動が実践できるよう実技教室等を開催するほか、日本自動車連盟（J A F）、全日本交通安全協会等が主催するシニアドライバースクールを共同で実施する。

(2) 若年運転者の事故防止対策の推進

ア 若年運転者に対する交通安全活動への参加促進

関係機関・団体、事業所等と緊密に連携し、若年者の事故防止に関するタイムリーな情報提供や交通安全活動への参加促進を図る。

イ 参加・体験・実践型の講習会等の実施

若年運転者を主な対象とした四輪車安全運転実技講習会をはじめ、二輪車安全運転講習会及び二輪車安全運転北海道大会を開催するほか、シートベルト効果体験車、北海道警察が保有する交通安全教育車の活用による参加・体験・実践型の講習会等を実施し、安全意識の高揚を図る。

ウ 健全な交通社会人の育成

北海道警察、高等学校、自動車教習所等と連携し、高校生を対象とした実践的教育活動「運転者前教育」を推進し、交通マナー等、健全な交通社会人の育成を図る。

(3) 子供の事故防止対策の推進

北海道警察、関係機関・団体等と連携し、園児・小学生を対象としたダミー人形による交通事故実験会及び歩行者教育システムによる道路横断時の自動車との関わりについての体験型教育を行うほか、地域における自転車安全教室での自転車シミュレーター等を活用した参加体験教育、交通ルール・標識問題を内容とした交通安全クイズ「タッチくん」「クイックフィンガー」を活用した指導員派遣等の支援を行う。

4 飲酒運転根絶運動の推進

北海道、北海道警察、関係機関・団体等との連携のもと、飲酒運転及び飲酒運転を助長する行為の根絶に向け、飲食店や酒類販売店等への訪問活動による協力要請や歓楽街における街頭啓発、飲酒関連業界等と連携した広報啓発活動を推進する。

また、飲酒運転体験ゴーグルによる擬似体験等を通じた飲酒運転の危険性の認識を高めさせる活動や、飲食店・企業を対象に「卓上型三角プレート」の配布によるハンドルキーパー運動の推奨に努めるほか、ミニ幟「飲んだらのれん」などの各種啓発用品を製作・配布するなど、飲酒運転根絶に向けたキャンペーンを強力に推進する。

5 スピードダウン運動の推進

交通安全教室や各種催物会場において、高速走行の危険性等の交通安全啓発用ビデオテープやDVDの放映、スピードに起因する重大交通事故のポスターの展示及び資料の配布等、視聴覚資器材の積極的な活用により、走行速度の高さがもたらす被害の重大性を周知させるなど、危険予知やスピード抑制等に関するキャンペーンを推進する。

6 シートベルト全席着用とチャイルドシートの確実な着用の促進

昨年の自動車乗車中死者93人中、シートベルト非着用者が36人、うち27人は着用していれば助かった可能性が高いといわれていることから、シートベルト着用の徹底を図るため、関係機関・団体等と連携し、シートベルト効果体験車による着用効果を体得させるとともに、チャイルドシート着用と併せ非着用者の事故実態と着用による救命の可能性等について、あらゆる媒体を活用したキャンペーンを推進する。

7 自転車利用者に対するルール・マナーアップ活動の推進

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層が多様な用途で利用する身近な交通手段であり、引き続きその利用の進展が見込まれているところである。

一方、自転車利用者のルール・マナー違反に伴う交通事故も増加していることから、自転車は「車両」であるということを全ての人々に周知・徹底させるべく、「自転車安全利用五則」等を活用した啓発活動とともに、自転車の重大交通事故の発生に備えた「TSマーク」の普及活動を推進する。

(1) 自転車安全利用五則の周知・徹底を図る街頭啓発活動の推進

自転車は「車両」であるということの周知と法の遵守活動を推進してきたが、依然として無秩序な通行による交通事故の誘発と、歩行者に対する危険・迷惑行為が改まらないことから、当協会保有の自転車シミュレーターを活用した安全教育や自転車の交通ルールの遵守及びマナー向上に向けた啓発活動を進推する。

(2) 自転車安全教育指導員研修の開催

自転車安全教育を行う各地域の指導者を育成する研修会を毎年開催しているが、指導員数に地域格差もあることから、遠隔地域者が参加できるよう札幌と各方面との隔年開催とし、昨年は札幌市において開催（24人受講）したところである。

本年は、隔年開催の方針に基づき、釧路方面帯広開催とする。

また、自転車安全教育の中核的指導者となる特別指導員の育成を図るため、全国研修会に選抜参加させる。

(3) 子供、高齢者自転車大会を通じた自転車安全教育の推進

自転車の安全な乗り方、ルール・マナーの向上と自転車事故の防止を図るため、正しい自転車の乗り方を実践する者を育成すべく、参加・体験・実践型の子供・高齢者自転車大会を開催する。

本年度の高齢者自転車大会は昨年同様、札幌方面大会として開催し、子供自転車北海道大会の優勝チームは東京都で開催される全国大会へ派遣する。

(4) 自転車安全整備制度(T Sマーク制度)の普及促進

自転車の点検・整備の必要性を高め、自転車商業組合、自転車安全整備店等と連携した中・高校生の通学自転車に対する学校対策を行うなど、自転車事故による高額な賠償損害事案や負傷時の傷害補償に対応したT Sマークの普及促進を図るための広報・啓発活動を推進する。

なお、本年は自転車の安全利用の推進に関し、積極的な取り組みを行っている高等学校を選考し、「自転車通学安全モデル校」に推薦することとしている。

8 居眠り運転防止活動の推進

正面衝突事故や車両単独事故の原因として、疲労からくる居眠り運転や覚低走行による可能性があることから、北海道、北海道警察、関係機関・団体等と連携し、長距離運転での休憩の呼びかけを行うとともに、居眠りが原因と思われる死亡事故地点を表記したロードマップの活用、道の駅や駐車施設といった休憩場所を周知するなど、居眠り運転防止に向けたキャンペーンを推進する。

9 デイ・ライト（昼間点灯）運動の推進

北海道警察、安全運転管理者協会、運輸事業者等と連携して、デイ・ライト運動の実践を呼びかけ、ドライバー自身の安全意識の高揚と他者に交通安全を働きかけるとともに、比較的点灯率の低い一般自家用車両の向上を図るため、街頭における「デイ・ライト実践旗の波」啓発活動等のキャンペーンを推進する。

第3 優良な運転者の養成及び訓練

1 自動車学園における運転者教育の推進

(1) 安全・安心な交通社会を実現するための運転者の養成

ア 総合的、体系的な初心運転者教習の実施

新規運転免許取得教習生に対しては、「しっかり止まって・はっきり確認」を教習のモットーに掲げるとともに、ハイブリット車（プリウス）を教習車として充実させ、安全で安心な車社会を実現するため総合かつ体系的な初心運転者教習を行う。

イ 地域における交通安全教育センターとしての役割の推進

地域における交通安全教育センターとしての役割を担い、所轄警察署、自治体、関係機関・団体、地区交通安全協会等と連携の上、自動車学園開放等の公益的事業を積極的に展開し、専門的な知識技能を活かした実践的な教育・訓練を実施する。

ウ 冬道安全運転講習会の実施

降雪の無い時期に教習を受けた卒業生及び企業・一般の受講希望者を対象に、厳冬の2月中旬、教習コースを一部凍結させたコースなどを造り、冬型交通事故の防止を図るため、冬道安全走行の実技指導を行う。

エ 既得運転免許所持者に対する講習

公安委員会の「既得運転免許取得者認定教育機関」及び「取消し処分者指定講習機関」として、運転免許取得者又は運転免許再取得希望者に対し実践的な交通安全教育（講習）を行い、真に交通事故防止に寄与できる運転者の教育を実施する。

(2) 若年運転者教育の推進

ア 若年者特別講座等の充実

25歳未満の若年教習生を対象とした「若年者特別講座」の充実を図り、若年運転者が犯しやすい危険行動やスピードの危険性等を理解させる教育を推進する。

また、シートベルト体験車などを活用した体験的教習により、スピードによる恐怖感を繰り返し教育する。

イ 卒業生に対する継続指導

過去1年以内の卒業生に対し、Eメール、電話、書簡等による交通事故防止の呼びかけを行うとともに、自動車学園を開放しての安全運転講習会への招致等、積極的な継続指導を行う。

(3) 高齢運転者教育の推進

自治体、地区交通安全協会等と連携し、「高齢運転者講習」を定期的を開催し、加齢による認知力、判断能力、行動能力等の衰えを理解できる教育を行い、高齢者事故の防止を図る。

また、70歳以上の高齢運転者が受講する高齢者講習専用の「交通安全教育センター」を平成27年12月21日に建設し、受講者の待ち時間の短縮と効果的な講習による高齢運転者の交通事故防止を推進する。

2 運転者支援局における効果的な運転者教育の推進

(1) 受講対象者区分に応じた運転者教育の推進

交通安全教育指針を活用した運転者教育の推進のため、交通安全教育を効果的かつ適切に行えるよう、「交通安全教育指針」を指導員等に徹底するとともに、各種講習会等における受講対象区分に応じた段階的、体系的な運転者教育を推進する。

(2) 法定講習内容の充実

違反者講習、停止処分者講習、更新時講習等の法定講習は、所定のカリキュラムに基づくほか、本道で発生した身近な事故事例を活用し、事故実態を踏まえた講習を推進する。

3 安全運転技能講習の実施

(1) 四輪車の安全運転技能講習の実施

北海道警察後援のもと、日本自動車連盟等が主催する、四輪車の運転者を対象とした安全運転技能講習会（セーフティトレーニング・シニアドライバースクール）を共同

で開催し、危険予知能力訓練と安全運転技能等の向上を図るため、参加・体験型の実践的な講習を実施する。

(2) 二輪車等の安全運転知識、技能の習得促進

原付法定講習、二輪車安全運転講習会（ライディングスクール）、二輪車安全運転北海道大会を通じて優良運転者の育成を図るとともに、二輪運転者等の安全運転に関する知識、技能の向上を目的に二輪車安全クラブの組織拡大と指導、育成等を促進する。

第4 交通安全対策に関する調査研究

1 北海道警察との連携による交通情報の活用

北海道警察との連携により道内の交通事故発生状況等の交通情報を活用し、交通ミニ統計等の冊子を作成して、各地区交通安全協会及び関係機関・団体等に配布し、交通安全活動に資する。

2 外部機関・団体の実施する研修会等への参加

内閣府、全日本交通安全協会、日本自動車連盟等が主催する研修会・講演会などに参加し、交通安全教育、交通事故防止手法の習得に努めて職員の能力向上を図り、交通安全教育活動に反映させる。

3 視察等の実施

先進的な交通安全活動を実施している他都府県等の施策や、実施しているイベントなどを必要に応じて視察し業務に反映させる。

第5 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進

道路交通法に規定されている、交通安全活動推進センターが北海道公安委員会から指定された機関として、下記事業等を適正に実施する。

(1) 交通事故防止、適正な交通の方法等の広報事業

元交通警察官や交通事故被害者遺族等の手記集及び交通規制と道路情報等を網羅した道路地図等の出版、交通安全に関する資料・チラシ等を作成するなどの広報事業を行う。

なお、交通事故被害者遺族等の手記集「癒されぬ輪禍パートⅡ」については、内容を一新の上、「癒されぬ輪禍パートⅢ」として発刊する。

(2) 交通規制等の広報代行事業

道路を使用する競技・イベント主催者等の依頼により、道路使用許可・交通規制チラシを作成するとともに、ダイレクトメール方式等により広報代行業務を行なう。

(3) 道路使用許可の調査事業

北海道警察の委託を受け、札幌市内及び旭川市内の道路使用許可に関する道路交通状

況の実態調査業務を行う。

(4) 交通事故相談事業

交通事故加害者、交通事故被害者、遺族等の相談に積極的に応ずるとともに、迅速、的確な相談に応じるため相談員を研修に参加させ、その資質と知識の向上に努めるなど相談業務についての活動を行う。

第6 委託事業の適正な実施

下記の委託事業については、関係法令、業務処理要領等に基づき適正かつ効率的に処理する。

- (1) 自動車保管場所調査業務
- (2) 自動車保管場所データ入力業務
- (3) 更新時講習等業務
- (4) 運転免許更新情報及び高齢者講習情報提供業務
- (5) 原付講習業務
- (6) 地域交通安全活動推進委員講習等業務
- (7) 道路使用許可調査業務

上記業務のうち、(7)の道路使用許可調査業務以外は全て一般競争入札となっている。

第7 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰

1 全日本交通安全協会会長等表彰

北海道警察及び方面・地区交通安全協会と連絡を密にし、全日本交通安全協会会長と警察庁長官が授与する交通栄誉章（緑十字金章、緑十字銀章、緑十字銅章）、優良団体等について真に功労のあった者等を適正に選考し推薦する。

2 北海道警察本部長・北海道交通安全協会会長連名表彰及び会長表彰

交通安全功労者、優良運転者を北海道警察本部長と北海道交通安全協会会長の連名で表彰するほか、各方面及び札幌方面地区交通安全協会からの推薦により、交通安全功労者、優良運転者、優良交通安全協会、優良学校、優良団体等を表彰する。

なお、交通安全運動に対する特別な支援、寄附、顕著な貢献者（団体）に対しては感謝状を贈呈する。

第8 運転免許証関係申請（届出）者のための事業

1 運転免許管理用写真の撮影

免許証の再交付、特別新規申請（有効期限切れ）、国外免許申請者の利便を図るため、札幌運転免許試験場等に写真撮影コーナーを設置し迅速な写真事業を行う。

2 運転免許証の郵送

免許更新及び国外免許証を申請者に代わり受領して本人希望地への発送は、運転免許証の送達の安全を図るため、安全確実な送達手段を利用し適正に行う。

第9 交通安全協会の活動基盤の強化

交通安全運動の中核たる交通安全協会の存在意義と活動実態等を、機関誌やホームページに登（掲）載するとともに、広報資料の作成・配布、マスコミへの素材提供等、積極的な広報活動を行い活動基盤の強化を図る。

第10 その他の事業活動

1 地区交通安全協会等の交通安全活動推進への支援

(1) 交通安全活動に対する支援

地区交通安全協会等が行う交通安全活動に対し、交通安全資料や交通安全情報の提供、啓発資器材の支援、斡旋及び交通安全活動への助成等を行う。

(2) 地区交通安全協会への入会促進活動の強化

地区交通安全協会への入会促進を図るために導入した「交通安全協会協力店割引制度」に協賛する企業・事業所の更なる拡大を促進するための、ホームページやロードマップに協力店を登載宣伝するなど、あらゆる機会を捉えて積極的に入会促進活動を推奨する。

(3) 運転免許試験場のサービスコーナーにおける入会促進広報

サービスコーナー窓口に設置の電光掲示板を有効活用し、入会促進に向けた広報を行うとともに、入会案内のチラシ等を備え付けるほか、来場者に好感の持たれる親切な窓口対応に努めながら入会勧誘を行う。

(4) 入会者に対する会員意識の醸成

個別番号付の会員証や運転に役立つ道路マップを提供するほか、無事故・無違反に対する各種表彰の広報並びに会員からの交通に関する照会、電話相談に応じるなどにより、入会者の会員意識の醸成に努める。

2 交通事故等に係る被害者への支援

(1) 交通事故被害者の会への支援

被害者相互支援及び交通事故被害者等として体験した交通事故の悲惨さを広く世論に訴え、新たな被害者を生み出さない社会を構築し、交通事故防止に寄与することを目的として設立している「北海道交通事故被害者の会」の活動の支援を行う。

(2) 交通に関する困りごと相談、交通事故相談業務などの適正な推進

交通に関する困りごと、悩みごと及び交通事故に係る相談業務等を的確に行う。